

別紙

諮問第625号

答 申

## 1 審査会の結論

「〇〇被疑事件の被害者による〇〇被疑事件の発生と〇〇処分の決定について」ほか1件を一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の内容

### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成28年〇月〇日〇時過ぎに、本件開示請求者が、同日〇時〇分頃に〇〇線電車内で発生した〇〇事件に関して、警視庁〇〇警察署の取調室内において、何らかの紙を破った行為が、〇〇罪に該当すると言われた件に関する一切の記録・資料等」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成29年10月3日付けで行った一部開示決定について、開示請求者以外の個人情報に関する部分を除く非開示部分を開示とするよう求めるというものである。

### (2) 審査請求の理由

審査請求書における審査請求人の主張は、以下のとおりである。

「自己に関する情報」の中でも、特に「一方的に刑事事件の被疑者として処理されてしまった件」に関する情報は、無条件で全面開示されることが当然だと思う。

## 3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

審査請求人は、一方的に刑事事件の被疑者として処理されてしまった件に関する情報

は無条件で全部開示されるべきである旨主張して、本件処分のうち、「開示請求者以外の個人情報に関する部分を除き、全て開示するよう」求めていることから、開示請求者以外の個人情報に関する部分を除いた非開示部分について、それぞれ非開示とした理由を述べる。

「〇〇被疑事件の被害者による〇〇被疑事件の発生と〇〇処分の決定について（平成28年〇月〇日付け、警視庁〇〇警察署）」（以下「本件対象保有個人情報1」という。）は、審査請求人を被疑者とする〇〇被疑事件につき、その発生状況と〇〇処分とした経緯につき、警察署長まで報告するために作成された公文書である。

- (1) 本件対象保有個人情報1「「6状況」(2)の1行目から5行目までの非開示とした部分及び(4)の4行目から8行目まで（警察職員の氏名を除く。）」、「6状況」(5)の11行目から15行目までの非開示とした部分」及び「7証拠品の措置」（以下「本件非開示情報1」という。）

本件〇〇罪の事実認定、捜査状況等に関する情報が記載されており、開示することにより、同種犯罪の捜査に支障が生じるなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため条例16条4号に該当する。

また、本件対象保有個人情報1の作成に当たって、作成者及び事件取扱者が評価・判断した内容が記載されており、開示することにより、今後、調査内容の記載が形骸化し、正確な事実の把握を困難にするなど、今後の事実調査処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例16条6号に該当する。

- (2) 本件対象保有個人情報1「「6状況」(3)の11行目から12行目までの非開示とした部分」及び「9捜査の経過」(3)の12行目の非開示とした部分」（以下「本件非開示情報2」という。）

本件対象保有個人情報1の作成に当たって、作成者及び事件取扱者が評価・判断した内容が記載されており、開示することにより、今後、調査内容の記載が形骸化し、正確な事実の把握を困難にするなど、今後の事実調査処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例16条6号に該当する。

- (3) 本件対象保有個人情報1「「8〇〇被疑事件の立件化」（〇〇検察庁職員の氏名、部

屋番号及び内線番号を除く。）」、「9 捜査の経過」（2）の11行目から16行目までの非開示とした部分（警察職員の氏名、〇〇検察庁職員の氏名、部屋番号及び内線番号を除く。）」、「10〇〇処分の決定と内容証明郵便の送達」の1行目から7行目までの非開示とした部分（警察職員の氏名、〇〇検察庁職員の氏名を除く。）及び「11 今後の措置」の1行目の非開示とした部分」（以下「本件非開示情報3」という。）

本件事件の捜査に係る警察官と検事との連絡内容等の情報が記載されており、開示することにより、捜査の方針、内容等が明らかとなるほか、〇〇検察庁との信頼関係を損ない、今後の適正な捜査ができなくなるなど、犯罪の予防、捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため条例16条4号に該当する。

(4) 本件対象保有個人情報1「8〇〇被疑事件の立件化」及び「9 捜査の経過」（2）

11行目から16行目まで」中の〇〇検察庁の部屋番号及び内線番号（以下「本件非開示情報4」という。）

〇〇検察庁の部屋番号及び内線番号が記載されており、開示することにより、関係者以外の者が当該番号宛てに頻繁に電話をかけるなどした結果、〇〇検察庁内部における指示・連絡等の事務のほか、〇〇検察庁と警視庁間における必要な指示・連絡等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため条例16条6号に該当する。

#### 4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 2月26日	諮問
平成30年 9月10日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 9月18日	新規概要説明（第126回第三部会）
平成30年10月25日	審議（第127回第三部会）

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報並びに審査会の審議事項について

本件開示請求に係る対象保有個人情報は、審査請求人を被疑者とする〇〇被疑事件につき、その発生状況と〇〇処分とした経緯について、警視庁〇〇警察署長まで報告するために作成された本件対象保有個人情報 1 及び審査請求人宛てに送付された書面の控え「「〇〇様へ」と題する書面」（平成28年〇月〇日付け、上部に決裁欄のあるもの）」（以下「本件対象保有個人情報 2」という。）である。

実施機関は、本件対象保有個人情報 1 のうち、管理職でない警察職員の氏名及び印影並びに〇〇検察庁職員の氏名は条例16条 2 号及び 4 号に、警察職員の年齢は同条 2 号に、「6 状況」（1）の非開示とした部分は同条 2 号、4 号及び 6 号に、本件非開示情報 1 は同条 4 号及び 6 号に、本件非開示情報 2 は同条 6 号に、本件非開示情報 3 は同条 4 号に、本件非開示情報 4 は同条 6 号に該当するとして、当該部分をそれぞれ非開示とする一部開示決定を行った。

また、実施機関は、本件対象保有個人情報 2 について、管理職でない警察職員の印影は条例16条 2 号及び 4 号に該当するとして、当該部分を非開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、審査請求書において、開示請求者以外の個人情報に関する部分を除く非開示部分の開示を求めており、本件対象保有個人情報 1 の非開示部分から開示請求者以外の個人情報に関する部分を除いた情報は、本件非開示情報 1 から 4 までとなる。一方、本件対象保有個人情報 2 の非開示部分には、開示請求者以外の個人情報に該当する情報以外は存在しない。以上のことから、審査会は、本件非開示情報 1 から 4 までの非開示妥当性について判断する。

### イ 条例の定めについて

条例16条 4 号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

条例16条6号は、「都の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1及び2の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1には、〇〇被疑事件の事実認定、捜査状況等に関する情報や作成者及び事件取扱者が評価・判断した内容が、本件非開示情報2には、作成者及び事件取扱者が評価・判断した内容がそれぞれ記載されている。これらを開示することにより、今後、作成者や事件取扱者が開示された場合の影響を懸念して、記載内容が当たり障りのないものへと形骸化し、正確な事実の把握や適切な事案判断を困難にするなど、今後の事件処理事務の適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報1及び2は条例16条6号に該当し、本件非開示情報1についての同条4号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報3の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報3には、〇〇被疑事件に関する警察官と検察官との連絡内容等が記載されており、これらを開示することにより、当該事件の捜査内容や処理方針が明らかとなり、その結果、今後、犯罪を犯した者や犯罪を企図する者等が対抗措置を講じるなど、適正な捜査活動を阻害するおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報3は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報と認められることから条例16条4号に該当し、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報4の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報4には、〇〇被疑事件を担当する検

察官の部屋番号及び内線番号が記載されており、これらを開示することにより、関係者以外の者が当該番号宛てに頻繁に電話をかけるなどして、〇〇検察庁内部における指示・連絡等の事務のほか、〇〇検察庁と警視庁等関係機関との間における必要な指示・連絡等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報4は条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、實金 敏明、山田 洋